

令和6年度 第3回 横浜市大都市自治研究会 会議録	
日 時	令和7年2月28日（金）午後5時00分～午後7時00分
開 催 場 所	横浜市庁舎18階なみき18・19会議室
出 席 者	辻座長、出雲委員、伊藤委員、大杉委員、大津委員（オンライン）、神尾委員、勢一委員、沼尾委員（オンライン）、望月委員
欠 席 者	宇野委員、野口委員
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者0人）
議 題 等	<p>1 議事</p> <p>（1）国における検討状況（情報提供）</p> <p>（2）特別市の法制化に向けた論点について（協議）</p> <p>（3）その他</p>
決 定 事 項	○議事を非公開とする。ただし、主な発言の要旨を公表する。
議 事 要 旨	<p>1 議事</p> <p>委員のみが知り得る国等の情報の共有があること、また自由な議論の場とするため、以後の議事について非公開とすることが出席委員の承諾により決定した。</p> <p>（1）国における検討状況（情報提供）</p> <p>「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」構成員の出雲委員、「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」構成員の伊藤委員から、それぞれの研究会等に関する情報提供が行われた。</p> <p>（2）特別市の法制化に向けた論点について（協議）</p> <p>事務局から資料の説明後、委員の意見交換が行われた。（主な発言要旨は、次のとおり）</p>
主 な 発 言	<p>1 議事（2）特別市の法制化に向けた論点について（協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法と地方二層制との関係については、必要により一層制も許容されると解するのが妥当であり、大都市の行財政上の必要性に加え、住民の自己決定による選択が憲法上の根拠となると考えている。 ・特別地方公共団体の東京都特別区も憲法上の地方公共団体であるという考え方方が現在は主流になっている。 ・（これまでの議論から）現行憲法のもと立法により、一層制の例外的な仕組みを入れることは支障ないのではないか。 ・地方二層制の変更は国民の自己統治の場の段階構造の変更であって、主権者が地域ごとに、主権行使の場となる政府の数をいくつにするのかを自ら選択することそのものである以上、本質的に憲法改正に近いものがあるから、憲法改正における国民投票に準ずる手続きである住民投票が不可欠となる。 ・市町村合併、都道府県の廃置分合など区域の変更については、自己統治の場の段階構造の変更ではないので、住民投票が必須とまでは言えない。実際、憲法制定後70年以上経つが、住民投票が必須であるとする解釈は成立しなか

	<p>った。自治体の区域の変更は通常の代表民主制の手続きがあれば足りると考えるべきで、合併や廃置分合に関する民主的手続きとしては地方議会の同意や議決が最低限の条件となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例のような特例的な仕組みをつくる際には、国が基準を設けることは分かるが、特別市を国発意でつくることは、地方分権という視点からは考えにくいのではないか。 ・実現しなかった旧特別市が議論されていたときは、自治体再編は各団体の財政に大きく影響する状況であった。現在は、公共サービスを国全体で担保する地方交付税制度が確立しており、当時とは状況が違っている。 ・特別市制度が法制化されれば、地方財政計画の枠組みのなかで地方交付税制度を通じて財源保障と財政調整が行われることになる。その際に、政策税制の視点から地方法人二税を特別市と府県のどちらに配分することが望ましいのかについては、税収のみならず政策税制の効果を含めた検討が必要だろう。 ・特別市は国がマクロ的・外形的な要件を示した上で、住民の選択を仰ぐというプロセスが重要である。 ・特別市には現行の指定都市が移行できるといった端的な形式要件でも良いのではと考える。 ・一層制の自治運営が実質的に可能な自治体であることが必要となるだろう。 ・要件については、指定都市であることや、大都市地域特別区設置法の例のような人口 200 万など人口を要件としていることでは良いのではないか。 ・税財政制度の改正については、この研究会で立法技術的な部分まで踏み込む必要はないと考えている。 ・地方交付税を前提にすると、特別市と道府県のどちらかが豊かになる、損をするということは基本的でないと考えられる。 ・大都市部への専門人材の集中の懸念については、特別市になる市がある道府県は、残存地域でも数百万の人口があることも考慮に入れるべき。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・座席表 ・会議資料
特記事項	次回研究会については、別途日程調整の上、開催日を決定する。

(以上)